

令和元年11月5日制定

令和6年4月1日改正

国立大学法人大阪大学における本学発ベンチャー企業支援に関する新株予約権等取得 についてのガイドライン

国立大学法人大阪大学
共創機構

1. 基本的な考え方

国立大学法人は、行う業務として、「研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」と定められている（国立大学法人法第22条1項5号）。

大学に存在する優れた最先端技術を社会実装するためには、大学の研究開発の成果を事業活動において活用し又は活用しようとするベンチャー企業（以下、「ベンチャー企業」という。）の設立が有効な手段であると考えられるところ、ベンチャー企業には、最先端技術を実用化するためのハードルや商業化のハードル等が存在し、ベンチャー企業が単独で社会実装を行うのは容易な状況ではない。

そのような状況の中、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下、「法」という。）において、研究開発の成果の普及及び活用促進のために、国立大学法人は、ベンチャー企業に必要な支援を行うように努める旨定められた（法34条の4第2項）。さらに、特に必要と認める場合、国立大学法人は、当該支援を無償または軽減し得ること（法34条の4第3項）とし、その際には、国立大学法人は当該ベンチャー企業が発行した株式または新株予約権（以下、「新株予約権等」という。）の取得及び保有を可能とすることが規定された（法34条の5）。また、当該規定が設けられたことにより、「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」が策定され、さらに、「国立大学法人の業務運営に関するFAQ」の53で、法人の判断で長期保有が可能である旨が、明記された。

これらの規定は、国立大学法人のベンチャー企業への支援は原則として有償であるが、ベンチャー企業が事業の発展に取り組みやすいように、それを無償または軽減し、その措置と引換えに、ベンチャー企業が発行した新株予約権等を取得することで、国立大学法人がベンチャー企業を支援することを可能としたものである。

本学は、大学としての業務を全うすべく、これまで以上に研究成果の社会実装を推進するために、これらの規定に従い、出資事業（文部科学省官民イノベーションプログラム）の下、ベンチャー企業に対し必要な支援を行うように努め、支援を行う際には、特に必要と認める場合においてベンチャー企業の財政負担を軽減するために、当該支援を無償または軽減した上で、新株予約権等を取得するものとする。

本学が取得した新株予約権等は、今後、多数の設立が予想される本学発のベンチャー企業に対し、本学が手厚い支援を提供するための原資となることが期待され、ベンチャー企業設立・育成・発展のエコシステムの形成に大きく寄与し、より一層、研究成果の社会実装が可能となるものと考えられる。

本学は、自らの業務・財政の健全性に留意しつつ、ベンチャー企業より新株予約権等を取得し、ベンチャー企業へ必要な支援を継続して行う。

2. 新株予約権等の取得基準等

(1) 本学は、研究開発の成果の普及及び活用の促進を図るために適当と認めた場合に、本学の研究開発の成果を事業活動において活用し又は活用しようとする成果活用事業者であるベンチャー企業に必要な支援を行うように努める。

この場合に必要な支援とは、知的財産のライセンス、実験設備や事務用具が設置された施設やその他の設備の提供、さらには技術指導にとどまらない当該ベンチャー企業に対する全ての指導・助言等とする。なお、これらの支援は原則として有償であり、無償と考えられる支援は対象としない。

本学が、当該ベンチャー企業に対し、提供する支援内容については、当該ベンチャー企業との契約締結時に明確にする。

(2) 本学がこれらの支援をするにあたり、当該ベンチャー企業の資力やその他の事情を勘案し、本学が、特に必要と認めた場合には、その支援を無償、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとることでき、その措置を取った場合において、本学は当該ベンチャー企業から新株予約権等を取付することができるものとする。

「特に必要と認めた場合」とは、本学が、当該ベンチャー企業の事業計画等を検討し、現金による支払を免除又は軽減することが当該ベンチャー企業の経営の加速のために特に必要と考えられる場合とする。

(3) 本学が当該ベンチャー企業から新株予約権等を取付する場合には、新株予約権等の数量及び取得時期について、別途定めた基準に基づき、当該ベンチャー企業と協議の上、決定する。但し、本学が取付できる新株予約権の数量は、本学が株主として経営参加権等の共益権を行使しない場合においても当該ベンチャー企業の経営に著しい影響を与えない範囲とする。

(4) 本学は、次のいずれかに該当する場合は、ベンチャー企業から新株予約権等を取付することはできない。

- ① ベンチャー企業の社会的な立場及び信用に問題があるとき。
- ② 将来においてベンチャー企業の株式を売却できる可能性が低く、新株予約権等の売却による支援費用の回収が見込めないとき。
- ③ その他本学の運営に支障があるとき。

3. 新株予約権等取得後の保有等について

(1) 本学がベンチャー企業の発行する新株予約権等を取付した場合は、必要に応じた調査等により、当該ベンチャー企業の経営状況の把握に努め、当該ベンチャー企業の事業の成功及び支援費用の回収実現を目指すものとする。

(2) 本学においては、株式について、株式公開等により当該株式がベンチャー支援の対価として公正な価格による売却が可能と認められる時点まで保有できるものとする。ただし、当該株式が新株予約権の行使により取得したものである場合は、当該株式の売却価格が新株予約権の行使時の価格を上回る見込みであることを確認するものとする。また、これらは、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用することが重要である。

(3) 当該ベンチャー企業の社会的な立場や信用に問題が発生する等、本学が当該ベンチャー企業の新株予約権等を保有することが適当でないとの疑念が生じた場合は、本学は、取得した新株予約権等の取扱いについて対応を適宜検討するものとする。

(4) 配当の形で利益の分配を受ける権利（利益配当請求権）及び経営破たんなど会社が解散しなければならなくなった場合に、精算後の残余財産を受ける権利（残余財産分配請求権）などのいわゆる自益権は行使する。

(5) 議決権の行使など株主として株式発行元の会社の経営に参加する権利（経営参加権などのいわゆる共益権は、原則行使しないこととする。ただし、当該権利を行使しないことにより当該発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合等、例外的かつ緊急避難的な場合においては、その限りではない。

(6) その他新株予約権等の保有に関しては、「国立大学法人大阪大学株式等管理細則」に定める。

4. 新株予約権の権利行使及び株式の売却について

本学が取得した新株予約権の権利行使及び株式の売却については、「国立大学法人大阪大学株式等管理細則」に定める。

以上